

教私第1587号  
令和3年6月18日

各私立学校設置者 様  
各私立小・中・高・中等教育学校長 様  
各私立幼稚園長 様  
各私立専修学校・各種学校長 様

大阪府教育庁私学課長

私立学校園における今後の教育活動について（通知）

令和3年6月20日（日）をもって、大阪府が「緊急事態措置を実施すべき区域」を解除され、翌6月21日（月）から「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」とされたことを受けて、本日開催された第53回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の決定に基づき、私立学校園に対し下記のとおり要請いたします。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

記

1 期間

令和3年6月21日（月）から同年7月11日（日）まで

2 要請内容

○授業について

- ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態（1教室40人まで）を継続する。
- ・感染リスクの高い活動は実施しない。

【制限する教育活動等】

- ・長時間、密集又は近距離で対面形式となる活動等を行わない。

例）＊音楽：室内で児童生徒等が近距離で行う合唱

＊体育：児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動

【参考】「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（令和3年度版）」

（市町村立学校園版）

- ・感染拡大により不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を行う。

○ 修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動について

- ・旅行（移動）先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否している場合や緊急事態措置区域を旅行（移動）先としている場合は中止または延期

○ 学校行事（体育祭・文化祭等）について

- ・感染防止策を徹底しながら実施
- ・感染リスクの高い活動は実施しない

○ 部活動について

- ・感染防止策を徹底しながら実施
- ・感染リスクの高い活動は原則実施しない
- ・部活動前後での生徒どうしによる飲食を控えるとともに、更衣時に身体的距離を確保するよう指導

【添付資料】

- ・府立学校における「まん延防止等重点措置」実施期間中の教育活動等について（鑑・別紙）  
（令和3年6月18日付け教育振興室長通知）
- ・市町村立学校園における今後の教育活動について（鑑・別添資料）  
（令和3年6月18日付け大阪府教育委員会教育長通知）

（お問い合わせ先）

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ

山本、浅野（06-6941-0351 内線 4858）

幼稚園振興グループ

成相、菅（       "       内線 4816）

専各振興グループ

江藤、大東（       "       内線 4862）